



地共沖第86号
平成26年6月27日

各所属所長 殿

地方職員共済組合
沖縄県支部事務長
(公印省略)

資格喪失後の組合員証等の早期回収について

平素は地共済業務に御協力いただき、ありがとうございます。

地方職員共済組合においては、様々な医療費適正化対策に取り組んでおり
支部の取り組みとして、資格喪失後の医療機関受診により発生した返納金回収
に努めているほか、資格喪失後の組合員証等の回収を徹底することにより返納
金の発生防止に力をいれております。

今後も医療費返還請求は適正に実施致しますので、引き続き「返還を要する
組合員証等の早期回収」にご協力をよろしくお願いします。

(注)資格喪失後であっても、未回収の組合員証等を提示し医療機関を受診
した場合、共済組合は医療機関への支払い義務が生じてしまいます。
その後、共済組合負担分を組合員へ返還請求します。

記

1 平成25年度 組合員に対して行った医療費返還請求総額 約2,000万円

2 組合員証等の返還が必要な場合とは

- ①組合員資格喪失(退職・死亡・他共済への転出・退職派遣・免職等)
- ②被扶養者の要件に該当しなくなった場合
- ③組合員証等に記載された有効期限を経過した場合
(任期付職員・限度額適用認定証等有効期限を付された証)

3 組合員証等とは、交付を受けた全ての組合員証

組合員証、組合員被扶養者証、限度額適用認定証
特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証、高齢受給者証